基山町訓令第4号

基山町町有施設広告掲出要領を次のように定める。

平成30年3月29日

基山町長 松田 一也

基山町町有施設広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、基山町有料広告掲載要綱(平成28年告示第36号)第4条に基づき、基山町の町有施設に掲出する広告の取扱いを定め、自主財源の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「町有施設」とは、基山町(以下「町」という。)が所有する公有財産(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項に規定する公有財産をいう。)のうち不動産であって広告の掲出が可能なものをいう。

(掲出基準)

- 第3条 掲出できる広告は、町民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各 号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - (4) 個人又は団体の意見を表明するもの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第2条に規定する風俗営業に関するもの
 - (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
 - (7) 商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第2条第3項に規定する先物取引 に関するもの
 - (8) その他掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

(広告の掲出位置)

- 第4条 広告の掲出位置は、次の各号に掲げる町有施設に応じ、それぞれ当該各号に 定める位置とする。
 - (1) 庁舎 窓口カウンター壁面及び町が指定する位置

- (2) コミュニティバス停留所ベンチ 町が指定する位置
- (3) その他 町が指定する位置

(広告掲出方法)

第5条 広告は、フィルム等の取り外し可能な素材により掲出し、壁面塗装は行わないものとする。

(広告掲出料)

- 第6条 基山町公有財産規則(平成10年規則第30号)の規定に基づき、広告掲出希望者が広告掲出に伴い町に納入する使用料(以下「広告掲出料」という。)は、類似広告の市場価格等を参考に、広告媒体ごとに、町長が別に定める。ただし、広告掲出料には、広告の制作費は含まないものとする。
- 2 入札等により掲載広告を決定する場合は、前項の規定にかかわらず最高額をもって落札した価額を広告掲出料とする。

(広告の製作、掲出及び撤去)

- 第7条 広告掲出希望者は、自らの責任において広告を製作し、掲出し、及び撤去するものとする。この場合に要する費用は、広告掲出希望者に負担させるものとする。
- 2 広告掲出希望者が広告の掲出又は撤去を行おうとするときは、当該町有施設の使用に支障が生じないように行わせなければならない。
- 3 広告の撤去により当該町有施設の壁面塗装の剥離等が生じた場合は、広告掲出希望者の負担により原状に回復させるものとする。

(広告掲出希望者の募集)

- 第8条 町長は、基山町広報等により広告掲出希望者を公募するものとする。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、第10条第1項第1号及び第2号に該当する団体等に対し、広告の案内をすることができる。
- 3 広告の掲出希望が募集枠に満たないときは、前項に規定する団体等以外の企業等に対して広告掲出の案内をすることができるものとする。また、広告掲出希望者が 複数の掲出枠の利用を希望するときは、他の者からの掲出希望がない枠に限り、これを認めるものとする。

(広告掲出の申込み)

- 第9条 町長は、広告掲出希望者に対し、基山町町有施設広告掲出申込書(様式第1号)に掲出しようとする広告の原稿等を添えて、原則として広告掲出希望日の20日前までに申込みを行わせなければならない。
- 2 広告主から依頼を受けて広告媒体を確保し広告の作成を行う広告代理店等を広告 掲出希望者とすることができる。

(掲出の選定順位)

第10条 広告の掲出申込みが同一の掲出位置に募集枠以上あった場合は、次の選定順位により掲出広告を決定する。この場合において、同一順位の申込みが募集枠以上

- あったときは抽選とし、当該申込みを行った者を抽選に立ち会わせることができる。
- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人その他非営利団体に係る広告
- (2) 民間企業のうち、公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するものに 係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の民間企業及び自営業者で町内に事業所等を有する ものに係る広告
- (4) その他掲出広告として妥当であると町長が認めた広告
- 2 前項の規定にかかわらず、町有施設の管理上支障がないと認めるときは、掲出する広告の選定順位は、申込みの受付順とすることができる。

(広告掲出の決定)

- 第11条 町長は、第9条の申込書を受けたときは、第3条の基準に基づき掲出の可否 を決定するに当たり、基山町有料広告掲載要綱第6条に規定する基山町広告審査委 員会に付議し、その審査結果の報告を受けて決定する。
- 2 前項の規定に基づき、広告掲出の可否を決定したときは、その結果を申込者に基 山町町有施設広告掲出決定通知書(様式第2号)又は基山町町有施設広告非掲出決 定通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

(広告掲出料の納付)

第12条 広告掲出料は、掲出の決定後町長の指定する期日までに、一括前納させるものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲出の取消し)

- 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第2項の広告掲出決 定を取り消すことができるものとする。
 - (1) 申込者が前条に規定する期限までに広告掲出料を納付しないとき。
 - (2) 申込者が虚偽の申請をしたとき。
 - (3) その他広告の掲出に支障が生じたとき。

(広告掲出料の返還)

- 第14条 町長は、広告掲出を決定した後、申込者の責に帰さない理由により広告を掲出できなかった場合は、広告掲出料を返還するものとする。
- 2 前項の場合を除き、納付済みの広告掲出料は返還しないものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲出に関して必要な事項は、町長が別に 定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

基山町町有施設広告掲出申込書

			年	月	日
基山町長	樣				
	申 込 者	6 住所(所在地) 〒			
		氏名(名称)			_
		(法人・団体の場合は代表者名の記載及び代表者印の押印)			印
		TEL			
		FAX E-mail			
		(担当者氏名)			
		申込者と広告主が異なる場合は別途記入 広告主の住所(所在地) 〒			
		 広告主の氏名(名称)			
					印
		T E L F A X			
其山町町有施設広告場出 要	領筆 9 冬筆 1 頂の相定	に基づき、下記のとおり申し込みます。			
		記			
1 広告の内容		но			
(1)庁舎窓口カウンター壁 (2)コミュニティバス停留 (3)その他(その他 ()))))))))))))))))))			
2 当社(私)の貴町分町税	納付状況調査に同意し	ます。			
(3) 法人・団体の場合は (4) 滞納のない証明書(・申込者が町外の場	、法人・団体の概要が 該当する場合は全て) 合は、所在する市町村 異なり、広告主の所在)	か写し
* 下欄に	 は、記入しないでくた				

課長	参 事	主幹	係長	係	受付年月日			
					年 月 日			

審査	可	否	決定日	:	年	月	日	決定番号	第	号
##	٠ ,	ш	//.CI		-	, ,	П	ハル田っ	713	

 第
 号

 年
 月

 日

樣

基山町長

EΠ

基山町町有施設広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました基山町の町有施設への広告掲出について、下記のとおり掲出することに決定しましたので通知します。

つきましては、下記により手続を行ってください。

記

- 1 広告の内容
- 2 広告掲出料 金 円
- 3 広告掲出料の納入 年 月 日までに 同封の納入通知書により指定の場所で納入してください。
- 4 その他

 第
 号

 年
 月

 日

樣

基山町長

ED

基山町町有施設広告非掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました基山町の町有施設への広告掲出について、下記の理由により掲出しないことを決定しましたので、通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 非掲出理由
- 3 その他

(不服申立て及び取消訴訟)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。